

第2回

平成19年度新宿区次世代育成協議会 部会

平成19年10月16日(火)

新宿区福祉部子ども家庭課

事務局 資料確認

福富部会長

今日は2回目の部会である。前回の話し合いの中で、子どもの虐待に関するアンケート調査を次世代育成協議会のメンバーにアンケート調査をお願いするというので、この間実際に実施した。その結果が、今日、皆さんのお手元にある資料である。具体的にその内容についてこれから少し審議をしたいと思う。それでは具体的に資料の1について事務局の方から説明をお願いしたい。

事務局

資料1

このアンケートは新宿区次世代育成協議会の委員のうち、区長と教育長を除く41名の方を対象に実施した。その結果、27名の方から御回答をいただいている。回答は記名でお願いしたが、集約表については、名前と所属等を割愛させていただいている。

アンケートでは、御存知のように子どもやその虐待のとらえ方、また子どもの虐待に関する経験とその対応、虐待に対する思い、身近にいる子どもや家庭に行っていたり、これから行ってきたい支援、また子どもと家庭にどのような支援、どのようなサービスや活動が必要か。そして地域や行政、国民一人一人がどのような働き方をしたらいいかをお尋ねした。皆様それぞれの仕事や地域の中での役割に立ち、さまざまな視点での行動をたくさん拝見させていただいた。

内容については、事前に配布をさせていただいており、目を通していただいているかと思うので、ここでは読み上げをしないが御了解いただきたい。調査結果を集約したこの資料をごらんいただいただだけでも、皆様がいかに子どもの虐待に関して切実な思いを持っておられるかということを実感していただけるかと思う。

資料2

前回、委員の方より御要望があった子どもの虐待のサポートネットワークの登録団体の一覧である。児童福祉法第25条の2、第1項に基づく要保護児童対策地域協議会、この位置づけを持っている新宿区の子どもサポートネットワークに御登録をいただいている機関、団体の一覧である。このほかに、個人登録の方が327名おられるが、この個人登録の方の9割は民生・児童委員である。

新宿区子どもサポートネットワークは、要保護児童の適切な保護を図るために関係機関が必要な情報提供を行うとか、情報の交換を行うとともに、支援の内容を協議することを目的としている。この協議会は、平成17年6月に新宿区次世代育成計画に基づき、それまで別々に設置していた子ども虐待防止連絡会、また不登校ゼロを目指す子ども学校サポートネットワーク、また発達支援関係機関連絡会、その3つを子ども家庭関連の組織の効果的な連携を目的として再編成をしたものである。

なお、関係機関には守秘義務を課して守秘義務違反をした場合は一年以下の懲役、または50万円以下の罰金が科せられるということが法律に定められている。この協議会での要保護児童および保護者に対する情報や支援の内容に関して秘密を守る仕組みは大変厳しいものとなっている。

福富部会長

次に、具体的な議論をしていきたいと思う。テーマは子どもの虐待防止と地域の役割というのがこの議会に課せられた課題であります。アンケートをもう既にごらんいただいたと思うが、私もかなり熟読してきたつもりである。特に虐待のとらえ方などを背景にすると、非常にそれぞれお答えいただいた方の熱意というものも感じるし、それ以上にお一人お一人と、かなり多様なとらえ方がなされているという状況もこの中で私は感じた次第である。それぞれ、いろいろな形で虐待というものをとらえているということが、この議会の議論の出発点になるんだろうと思う。そこで、順次、問1からそれぞれご意見等々をちょうだしたいと思う。

まず、問1に関して、これは虐待のとらえ方ということに関する質問ですが、どなたかご発言をお願いしたい。

委員

それはどういう意味での発言なのか。

福富部会長

アンケートにご回答いただいた内容と同じことで結構だと思う。要するに、これだけ各御意見をちょうだいしたが、改めて、これを見て、さらに自分の意見も含め、こんなふうはこの協議会・部会では虐待をとらえていったらいいんじゃないのかということを経済的にはまとめていきたいと思う。そういう意味も兼ねて、御自由に御発言いただければと思う。

例えば、ここに今日、実は調べてきまして、児童虐待防止に関する法律がある。その法律の中では、「児童虐待の防止等に関する法律」ということで、平成19年の6月に改めて規定の改正がなされたが、その中で、児童虐待の法的な定義というものを、改めて確認させていただきたいと思う。法律は法律として、これが法律上の児童虐待の定義だという形になっていることを御披露したいと思うが、まず4つほどその定義がなされている。

1番目は、いわゆる児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加える。これは言ってみれば皆さんこの虐待のとらえ方の中で身体的な虐待という形で御意見があるところだろうと思う。その場合には、外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行。身体的な虐待の1つある。

2番目は児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせることということが挙げられている。この点に関しては、実は何人かはアンケートに「性的な」ということで表現がなされていたが、虐待の中で性的な、このわいせつな虐待というのは意外と皆さんの中で、浮かび上がることが少なかったかと私は思う。

3番目は、これは皆さんのご解答の中にあるが、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食とありますから食事をさせないということである。減食、または長時間の放置、これはやはりネグレクトもここに入るだろうと思うが放置。そして保護者以外の同居人による同じような行為である。それを放置しておいたということ、これも問題になるわけである。そして、それは保護者としての看護を著しく怠ることというので、保護者としての保護義務というものがなされなかったという場合。これも法律上考えられる虐待になっている。

そして4番目、これはちょっと複雑なことだが、これは皆さんの中では「心理的な」ということでよく出てきたことだと思う。児童に対する著しい暴言、または著しく拒絶的な態度。まさにこれがネグレクトのことだろうと思う。それともう1つ、児童が同居する家族、家庭における配偶者に対する暴力。だから一緒に住んでいる者の配偶者に対して、もう一方が暴力を振るうということも虐待だということである。この場合、配偶者というのは実際に婚姻届云々ということ以外、それだけではなくて事実婚等々も含んだものである。そういう暴力、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を児童に見せることも虐待に当たるということである。

この4つが法によって定められているところの虐待ということになっている。皆さんの方もその意味では身体的なことだけじゃなくてネグレクト、あるいは心理的なということ等々についてはほぼ御指摘があると私は読んできた。ただ性的なことについては、ちょっと少なかったかなという感じがする。何か御意見があれば。

委員

とらえ方という意味では、いろんなとらえ方があるということと、共通な点もかなりあるんだなと私は思った。

私自身は、かなりネグレクトが広がっているということが危機的な状態と思うが、思うのだが、そのことを、かなりの方がとらえられていたということは1つの共通項なのかなということを感じた。私自身は、性的なものというのは直接触れたことがないので、浮かばなかった。

新宿区として考えるときに、例えば、どの点を広く大事にするかという点で考えると、よく言われているが、コミュニケーションをうまく取れない、そしてよくキレる親がいる、その子どもたちがやはりキレる子どもになってしまうということがあると思う。そういうコミュニケーションがうまく取れない、そして気持ちを伝えられない。例えば広くそういう問題についての認識を統一していく作業というのがやはり大事じゃないかというような気がする。私はそういうことがなしに、虐待はいけないとか、子どもは大事だとか言っても、何をどのように子どもたちを守っていくのかということがやはり実ははっきりしていない。

私の中では、アンケートに書いたが、学校の先生たちがそのことについての理解が低いというのは私は非常に感じている。残念ながら、その先生たち自体が子どもたちとうまくコミュニケーションを取れない方が結構いると思う。私自身は、別に先生の悪口を言いにきたわけではないが、そういうところがなかなか現状を見えにくくしているように思う。何を大事にするっていうことを捉えていないので、一般的に周りを取り囲んで、例えば接することだけをしていれば子どもたちの虐待を発見したり、それに対して応援したりすることになるかっていうと、やはりなかなか、周りにいるだけではなかなかそうはならないんじゃないかと思っている。少しみんなで、どこから踏み込むかというあたりの認識をやはり大事にすべきではと改めて思った。

委員

私は、やはり法律的に明らかに暴力とかそういう形で見える虐待については、今回、法律的でわかりやすいことについては触れなかった。やはり私が一番心を痛めている問題はネグレクトという問題と、それから、逆に存在について言葉の暴力で、存在を否定するような言葉を日常的に

浴びせかけている、例えば「あなたが生まれてこなければよかった」「あなたがいなければよかった」という、そういう暴力の言葉の洪水を浴びせかけている、そのことに関しては実際には暴力や何かじゃないので周りの人に気づきにくい。

しかもお母さんや御家族自身がそういう言葉を浴びせながらも、実はそれは愛情の表現として言っていたり、言っているという自覚だったり、自分の苦しさをそこで表現していたりするので、その方たちをどうサポートするかというそのところがとてもわかりにくい。そういう人たちが、気楽に、「私つらいからこんなことをしてしまっているんだけど」みたいなことを気楽に相談できる場とか、そういうことが次のテーマに発展すると思う。やはり、そういう形であらわれにくい、なかなか自分でも気づきにくい、しかし、本当にその人の人生を否定してしまうというようなことについて、やはり虐待ととらえるというふうに私は感じる。

福富部会長

このポイントだけに焦点を絞ると、他のところが見えなくなるということもあるが、1つ今委員の方からも出たが、この問題を考えるに当たり、この部会の中でこれをどう処理していくのか。要するに部会の統一的な虐待のありよう、虐待ってというのはこういう問題をいうんだよというようなことを、要するに部会の作業として、1つ統一的なものを出していくということが大事なのかどうかである。そこが問1にかかわる問題なのかと。

と言うのは、あまりにも広げてしまうと、本当にそれが非常に微妙な問題が関わってきて、どこまでこれを広げることができるのかということがある。例えば、委員のご意見にあったが、コミュニケーション不足なんだと。要するにコミュニケーションが取れないということが、即それが虐待だということにはならないだろうと思う。しかし、そのことが、それは非常に虐待に結びつきうることになるというその道筋というか、それをどういうようにマニュアル化していくことが果たしていいのかわかるということもありうるわけである。そこで、一応問1に関しましてはいろいろな形での御意見があったということ、認識があったということ、そしてそれをどう種類分けしていくのかということが、これからの作業のポイントになりうるんだということで、ここはまとめさせていただいて、次に進みたいと思う。

問2、問3は、これは1つくりになるかと思うが、実際にそういう子どもの虐待を身近に経験したかどうかという問題と、そしてそれに対してあなた自身はどのような対応をしたかということである。具体的にこれは実際に自分が経験したこと、そして、それに対して、どんなというようなことが、これもかなり細かくお書きいただいた方が多々あったように思うが。何か御発言はないか。

委員

今回、この子どもの虐待に関する経験というところで実際にずっと養護施設に勤めているので、いくつか自分が担当したケースも書かせていただいた。

1つ、先ほどの性的虐待のところのお話もあったかと思うが、非常に性的な部分は発覚がなかなかしづらい。自分が受け持ったケースではないが、継父に性的な関係を持たれてなかなか言い出すことができずに、友人に相談したところ、その友人から児童相談所に相談があったという

ころでは、やはりその虐待にあった子どもたちに対しては、本当に身近にいる仲間や相談できる大人などの環境があることが非常に大事だとは思う。

ただ、今回この虐待防止というところで新宿区がスポットを当てているところでは、虐待を受けてからの話ではもう既に遅いと思う。虐待のとらえ方とかもそうだが、その虐待を起こさないためにどうすればいいかというところでは、やはりその虐待に至るきっかけというのがあると思う。初めは、例えば、子どもが泣き止まない、それでもうどうしたらいいかわからない。そこでやはりついつい手が出てしまう、放置してしまう。そういうさまざまな虐待に入るきっかけがあると思う。ぜひ、そういうところを分析して、子どもたちに対して、保護者に対してどういう支援ができていいのかというところを考えていけたらいいなと思う。

福富部会長

大変具体的にこれからの部会としての作業を少し整理していただいた御意見だと感じた。実際に虐待が起こった子どもにどうするかということも当然大事だけでも、それ以前に何かどのような兆候があると虐待に至る道筋となるのかということも含め、予防的なことも少し知らしめる作業ができないかという分析であると思う。

委員

実際に私がかかわっている「ゆったりーの」という施設は、そういった場で、私がかかわっているNPO等で追求していることというのは、やはり母子分離である。特に母子が向き合い続けている状態、そして煮詰まっていく状態というのを、例えば「ゆったりーの」で言えば、大人が赤ちゃんを抱えてくるわけだが、ちょっとほっとできる時間をつくる。それが、例えば泣いている赤ちゃんをスタッフがちょっと抱っこしてあげる。そのことによって、ふっと我に返る時間をつくれる。

例えばNPOの活動で言うと、新潟まで行って泊まるわけだが、そうすると、例えば大人の時間が子どもが寝静まってからできる。親子というだけの関係ではなく、大人たちの関係があるし、子どもは子供同士で遊びだす関係がある。そして例えば男の子なんかで言うと3歳とか4歳ぐらいから、例えば私がお風呂に入れるということで、お母さんはのんびりゆっくりお風呂に入る時間を持てたりというその喜びがある。具体的にいうとそういうことを通して、ちょっとほっとした時間を持てるんだという経験をする。そしていたずらに向き合わない状態をつくるというか、うまく言えないが、そういうことを私は続けている。だから、それは1つ先ほどのきっかけということで言うと、そういう関係をどうまわりがサポートして少しほっとできたり、くつろげたり、少し親子が向き合うばかりではない時間をつくれるか、そういうことから始めるというのはどうか。

福富部会長

先ほどの委員がおっしゃったことというのは、今のような、対応の方のノウハウに道筋をするということのようでよろしいか？私はそのように受け止めたが。

どのような状況がその親子なり、その者の虐待というところに行くきっかけになる、だから、例えばその親が、非常に忙しすぎるということが虐待につながってしまうとか。

委員

心理的な虐待というところでは、いわゆる、ついつい大人のストレスで子どもに暴言を吐いてしまうですか、そういうさまざまなことはあるかと思うが、そういうときにやはりそういう、ちょっと子どもと距離を置いて自分を見つめなおす時間というのは確かに必要だと思う。ただ、ネグレクト、養育放棄だが、そういうところでやはり愛情の反対にあるのは無関心だと思う。

そういうときに、じゃあそこでどう子どもと向き合うかということはまたちょっと別な問題になってくる。もちろん、そういう身体的なものとかも含めると、またさまざまな対応が必要になってくると思う。ただ、どこにも、中には本当に子どもを産んですぐに施設に預けるっていう保護者の方も中にはいらっしゃるが、子どもが生まれてすぐに、じゃあ子どもを叩いたり、暴言を吐くという親御さんは少ないと思う。というか、ほばいないと思う。

そういう中では、必ずどこかにきっかけがあるかと思う。中にはもちろんそうじゃない方もいらっしゃるかもしれない。大多数の保護者の方が、子どもと生活をしていながら、どこかで余裕がない中で虐待の入り口に近づいてしまっているところをどういう形で分析してやるのかというのは、さまざまな方法があるかとは思いますが、なかなかそういう方向をどうにか見つけられないかというところでの発言である。

福富部会長

確かに、先ほどの委員のご発言にあったように、非常に密着しすぎている親子を少し、親だけの時間を見て少し精神的にゆとりを持たせるという対応は1つ考えられることだと思う。そんなことで、この対応ということに関しては、かなり具体的に非常に多くの委員から提言・指摘があった。いわゆる児相や、あるいは子ども家庭支援センター、そのあたりは具体的にわかっているが、そこで、今日、せっかくおいでいただいているので、そのあたりで児童相談センター、俗に言う児相の方からの御発言をいただきたいと思うが。

委員（児童相談センター）

うちの相談センターで新宿を担当し、現場に出ているので、ちょっと、私自身の方が余りに生々しすぎるかなという心配がある。どこまでお話をするのがいいのかなと頭を悩ましているところである。課長とか所長は、あくまでも我々が兵隊として動いている中での報告を受けてることと、実際に目の当たりでもって見ているのというのは伝わりにくい部分と、あと逆に大きくとらえすぎてしまうという2つの側面があるのかなと思っている。

虐待の定義が出ているが、速報値データを、今日、口頭でお知らせさせていただくことにする。児童相談センターで、今日までの速報値なので、若干数字がずれる部分もあるかもしれないが、虐待として受理した件数が45件である。

もう少し、データのしっかりもっていくと、9月25日現在で49件になっているので、ちょっと私のシステムから引き出したデータと若干差異があるので、正確な速報値ということに関しては御勘弁いただきたい。その45件をのうち、施設入所が9件、児童福祉法による児童福祉司指導が2件、その他が1件である。児童相談所というのは行政処分庁である。行政処分庁であるということは入所のときに保護者の方に入所の通知文を渡さなければならない。これは行政執行文書

になっているので、保護者の方が90日以内に不服申し立てを出せるということを我々は説明をして通知文を出している。45件中9件と2件で11件は行政処分という形で出ているということである。

そのほかに助言終了で11件になっていが、これは行政処分をしなくていいという判断のものが11件というふうに考えるのが一番すっきりする。要するに児童相談所は相談機関ではあるんですが、相談のあとに、必ず施設入所とか何らかの法的措置を取るということは行政処分を図るということである。

まずは、そういう流れの中であって、この11件の中に多分、泣き声通報で尋ねていったときに結局これは虐待じゃなかった、泣かしてはいるんだけど虐待とするにはちょっと酷だとか、あともう1つは確かに泣かして、周りの方が聞くにたえないような言葉でやっても、要するに行政処分を行うまでのものではないものである部分が、多分、助言終了して11件あったと思う。

要するに新宿でのこの45件が多いか少ないかは、非常に見にくい。その中で虐待の定義は、もう、先ほど部会長の先生がおっしゃられたとおりそれで分類していったいいのだが、今度は周りで聞いている人がそれをどういうふうに受けとめるか。多分、ここが新宿区としてこの先、区としての展開をしていくかというポイントなのかなと思う。その言葉を聞いている人のバックボーンというか、生きてきた背景みたいなところで「ばかやろう、ふざけんじゃねえ」とか言っている、多分そんな家庭で育っていると当たり前だと思って通報につながらないのかもしれない。

通報の中で、幼児さんに一生懸命進学のための勉強をさせている。泣かせながらも勉強をさせているケースなんていうのもある。そういった場合、やはりそのご家庭の中でそこまで泣かして受験勉強させることがいいのかどうかということになると、非常に悩ましい問題であるが、「やめなさい」と言って「じゃあこの子の将来どう責任とってくれるんですか」と言われてしまうと、こちらもつまってしまう。

その中で、親が、かなり上の小学校などをねらっているとすると、どんどん気合が入っていくとそういう方も出てくる。それを周りで聞いている人が、本当にそのことをどう受けとめるか。逆にそのすごく進学率が高い周辺のエリアに住んでいたらそれを「うちだってやっていることだから同じなのよね」で通報にならないのかもしれない。だから、まずはそのバックボーン、やはり聞いている側のバックボーンがすごく大きく影響しているだろうというのが1つある。

ただ、もう1つは聞いている側の無関心というバックボーンがまた非常にコワイという反面がある。要するに、何が起きているかも「いいや、他人のことだからほっときゃ」となってくるとそこでやはり死亡事故につながっていくおそれのある虐待も見え隠れしている可能性がある。

私自身、この新宿の方を担当する前に、ほかの地域も4箇所ぐらいめぐっており、1箇所では確かに死亡事故を、直接的には介入できなかった世界で目の当たりにしている。私自身その現場を見て、どうして地域も含めてカバーできなかったかということは、かなり地域の民生委員さんと一緒に精査をしたんですが、地方から来られたこのケースに関してはどうにも察知できなかった。その地域の市民さんから、「わからなかった」「ここに寮があることすらもわからなかった」という、そういう話もあり、すごく難しい。ただ、そういう難しいところを検討しても仕方

ないので、今できる部分を、どのくらい自分たちがうまく併合していくのがポイントだと思う。
委員（子ども家庭支援センター）

前回の御質問というか、御意見の中にも新宿区として虐待の特性は？というようなことがあった。しかし、ほかの地域の子ども家庭支援センターの方と話していて、虐待の通報の窓口である家庭支援センターとして、特に新宿区だからということとはなかった。

ただ、本当に新宿はいろんな地方からいろんな方々が越していらっしゃる方もおり、それから新宿に来てシングルとして住みやすいところで、子どもを抱えてというような母子家庭、シングル家庭もかなりおられる。その中でいろんな問題に突き当たっているんだなということは、支援センターとしても感じる。虐待ということ言えば、ここにきょうのアンケートに出てきているように、具体的にいろんな方々から御相談、その窓口として、2つのタイプがあるなど。

1つは、本当に即児相につなげるべき緊急のケース、先ほど児相から入所9件とのことだが、これ以上に、多分、その前に一時保護をして、保護者から分離をしなきゃいけない。それで結果的にお家に帰す場合もあるが、そのように緊急を要するケースと、子ども家庭支援センターとして非常に悩むところは、長期的なネグレクトである。それらの相談も結構ある。それは、生きなれてきた子ども、小さいときは色々危険があったかもしれないが、何とか、その親子で分離されずに小学校ぐらいまで成長し、その中で、新宿の中で住んでいれば、多少、親に放置されても、子どもがみずから食事をし、親が夜間戻ってこなくても、あとは給食でとにかく補っている。だけど子どもたちは結構たくましいので、それほど本人たちは感じていないけど、周りの方々が心配して夜遅くなる、長期的なネグレクトのケースをどうするかというのは、いつも悩むところである。児相に送致するほどの緊急対応が迫られるほどではない。だけど、本当に心配なケースで、着ている物とか、あるいはきちっとした食生活ではない生活状況をどうするかというところ。こういう場合は、子どもサポートネットワーク会議の部会ということで、関係機関は民生・児童委員さんなど地域の方々とどのように、それらの子どもをサポートできるかという話をしているが、なかなか、それが親の支援に結びつかない。子どもの真意に結びつかなくて、本当に処分困難なケースの2つのタイプがある。前者の方も、児相につないだからいいということではなく、その後の家庭の支援というところもあるが、特に後者が、今の段階では大変悩んでいる。

福富部会長

いずれにしても、新宿区として、この問題について地域がどうかかわれるのかという問題が、さっきから言いましたテーマになっていくわけですが、生々しい現場の事を聞けば聞くほどますます児童相談センターや子ども家庭支援センター等の専門のところでは、専門のところでの悩みというものが当然あると思う。さて、それを、もう少し広く行政としてどうしていくのかということが大変悩ましいところだろうと思う。

先ほど、特に地域に対して、啓蒙・広報活動を行う場合に、何をどういうふうに行動するかを集約できれば、1つまとまったことになるのかなという気はする。しかし、何を啓蒙していくのか、何を広報として知らしめていけるのかというところがこれもまた悩ましい課題である。でもそのあたりは少し悩んでみると悩みがいがある問題であり、それは先ほどの委員の話にも何か接

点があるという気もする。

さて、それでは、次に第4問は虐待に対する思いということで皆さんのそれぞれ考え、ソレコソ御意見がここでは語られております。そこはちょっと省かせていただきまして、問5にこれは大変身近にいる子どもということに関してである。あるいは家庭に対して「あなたが今どんな支援をしていますか」ということ、あるいは今後取り組んでいきたいということがおありですかという質問をさせていただいた。これは、先ほどの問4の思いとの関連もあるところだが、この問5に関して何かご意見があるか。

問6、ここはかなり具体的な問題になってくるだろうと思う。地域の身近な子どもたち、あるいは家庭を実際に支援しようと、支援したいなというふうに思ったときにどんなサービス、あるいは活動があったらいいと思うかということである。あるいは、地域や行政、区民一人一人がどんな活動ができるだろうか。あるいは、どんな活動をしたらいいと思うかという、具体的問題につながっていく質問をさせていただいた。これが、この部会の目的としての子どもの虐待防止のために、地域ができることは何なのかという、ここでの具体の提言をつくっていくある1つのきっかけの御意見というものがここで大変盛りだくさんに盛られているということである。色々な御意見が出た。

1つこちらから御質問、これは実際にかかわった、イギリスのホームスタートについて、これをちょっと補足していただきたい。

委員

多分、先ほどの話をお聞きしても、それから他の子どもに支援をしている方々の集まりで、分科会とかで意見交換をしても、結局、やはりその虐待の種類もさることながらレベルというか、黄色信号なのか、それか本当に赤なのか、レッドゾーンとかよく言う面がある。その時期の問題、それからあとは被害をこうむるお子さんの年齢、どの時期なのかということによって、できること、すべきことが、随分変わってきているのだろうと思う。なかなか、やはりどうしても深刻なケースの方に話がぐっとみんないってしまい、予防をどうすればいいんだというところの話がなかなか立てられないというのがまず共通してあるというふうに感じている。

実は、ここで書かせていただいたホームスタートの件は、やはり皆さんとそういうお話をしていると、いろいろな相談機関ができ、児童館など、そういったところに足を運んで悩みながらも「行ってみようかしら」ということでお子さんを連れていらっしゃる方もいらっしゃる。しかし、やはり、実際、そこに来ない人が心配とか、来たときに「うん？」と思ったんだけど、そのままもうその後来られなくなってしまっていてずっと気がかりだと。それで、そこをどうやれるだろうかというところをよくお聞きする。

その中で出てきたのが、「おうちへいく」といういうところができないんだろうかということで、たまたまイギリスに、そういうもうボランティア認証組織として300箇所もそういう場所を支援する人たちの団体、各地域・地域がある。運営しているところをちょっと調査しましょうということで、実は9月に行ってきた。これは、本当にもう予防のためであり、5歳未満のお子さんが最低1人でもいらっしゃる御家庭に行く。だれが行くかということ、もちろん保健師さんや、

そういった方々も訪問は、最初はされるんですが、でも行ってちょっと「うん？大丈夫かな？」と思う方にこういうのがあるよということで、そのホームスタートの段階につなぐ。研修を受けたボランティアの方々がいて、週2時間その御家庭に行って、もう完全にお友達ベースでお話をしに行かれる。それで、子育ての悩みであるとか、色々なことを本当にもうフレンドシップで行く。半年とか1年ぐらいの間、それを続けることによって、やがて不安な気持ちも消えて、ずっと自分のことに対してそれだけ足を運んできてくれて聞いてくれる安心感からか、少しずつ回復される方は、もうその支援は受けないでというような形になっていくわけである。そんなシステムがあった。

ボランティアというところと、それと実はそのボランティアに対するサポート体制が、大変プロフェッショナルであり、その研修もさることながら、その地域の団体運営の仕方というのめやはりちゃんとした評価制度があり、そういった部分が非常にしっかりしていた。非常に明快でいいなというところで、今、本当に末端からやっています、今週もちょうど今その本国の方がいらっしゃっていて、勉強会を今、全国で、そういう関心のある、虐待などに関心のある方々に回っている。東京でも、10月20日に講演会がある。

福富部会長

大体おわかりになったと思うが、要するに訪問をすると。ボランティアで研修を受けた半ばセミプロ、かなりきちんと研修を受けた人が5歳未満の家庭を訪問して、そこでいろいろ話し合いをしていく。それが未然に家庭の中で起こる虐待を防ぐことになるだろうという活動である。それが、実際イギリスで行われていると。それをモデルにして、日本でもそういったことをどこまで取り入れることが可能かどうかということを検討する価値はあるだろうという提言でよろしいか。

ほかにこの問6、あるいは7も含めてこのあたりで御意見はないか？

委員

具体的な活動というところで言うと、先ほどのボランティアがどのように研修されて、どういう人たちがさらに募集されたり、応募したりしてくるかというのは興味がある。例えば、実際、よその家庭に踏み込んでいくということは、やはり、色々なことに触れるわけである。その中で、大ざっぱに言うと説教をしないでつき合い、本当に気持ちを出してくれるまでじっと待っているということがどれだけできるかということはものすごく大事だと思う。だから、そのことができないで、例えば、外から見てこれはだめだろうというようなことを言った瞬間に、それは説教に終わってしまって、全くコミュニケーションが取れないという状態になる。

学校だけではなくて、児童館でも、保育園でも、親たちや子どもたちが信号を出しているのにそのことに気づいているけれども、そこにどうアプローチしたらいいかというのも、実は、何と云うか、わかってない。

結局その人たちは、その人たちの苦しみがありながら、その状態に陥っているということを受けとめてやるような方法、やはり訓練と意識をちゃんとつくるというプロセスが必要だと思う。そういうことが、やはり、もっと徹底してやられないと、周りにいても結局手を出せない。

問題のある家庭、アンテナで感じるものがあって、子どもたちがSOSを求めている。例えば暴れたり、私は認められないと言ってほかの子達をたたいたり、色々な行動に出る。そのことを通して、その子が何を本当は訴えたいのか、なぜそうなっているのかというようなことにやはり踏み込んでいかないと、本当のところは見えてこない。やはりなかなかそこに行かないというのが、今の止まっているところじゃないかという気がしている。

ですから、新宿では、やはり私はそういう点、さっき何をとらえるかという言い方をしたが、言っているのはそういう意味である。具体的な問題に対し、ではどうやってその本質に迫っていくのか、その視点がないと、やはり結局は何もできない。傍観しているしかないという状態がやはりあるような気がする。

福富部会長

そうしますと、もう少し今の御意見を突っ込んで、そういう意味で子どもの行動、そして子どもの行動のシグナルというふうに見たときに、そのシグナルに敏感になるには具体的にどんな手だてがありうるんだろうかという問題はいかがですか。とても大事な話をされたと思うんです。

子どもはとにかく行動で何かをシグナルとして出している。ところがそれを周りがそれをシグナルとして受けとめない。そうするとその周りがそのシグナルに対して非常にセンシティブィーを高めていくということがとても大事になってきますよね。そうするとそれをするために、では、具体的にどんな手だてがあるか、ありうるのか。

委員

よく見聞きするのは、例えば子供たちがとても荒れているとか何かいうことに対して、例えば親を呼んで何とかしろと言う。このことだけでは、子どもはどうにも救われない。実際に、その子どもが荒れているのは、多分理由があるわけだし、例えば踏み込んでいくと色々なその家庭内でのストレスが出てくる。それを全部、親に伝えるかどうかは別だが、子どもは子どもの悩みと思いがあると思う。だから、そのことを聞きながら、子どもがどんなことを言ってもいいが、聞いてあげるし、あなたの今のままの気持ちをそのまま受けとめるよというスタンスで、どれだけ聞ける人たちがいるかという、やはり事例だと思う。私は、事例検討が、なかなかされていないんじゃないかという気がしてならない。例えば、具体的に有効な実践をされている方もいっぱいいると思うが、その方たちの事例が、お互いに共有されていないというのがある。例えば、子どもたちにそういう問題が出てくるというのは、やはり親も同じように愛されていない育ちをしたかという例もかなり多い。

だから、そういう両方の気持ちというか、親に何とかしなさいということではなく、親も同じようなところで子どもに同じようなことをしているという例が、やはりかなり多いような気がする。その両方を受けとめながら、子どもをまず守る。子どもを認める。そういうことが大事なんだということを、もう1回位置づけることが大事じゃないかと思う。

福富部会長

そうすると、1つの重さというのはさまざまな実践例ともいうか、こんなケースがあった、こういう形があったということ記録・広報していくということになるか。

委員

そのとおり。

福富部会長

だから、実践例というか、それを地域というか、いかに多くの人々に知らしめるという言い方はおかしい、広報するということになる。児相のことがわかれば、啓蒙していくということはそのことでよろしいか。

委員（児童相談センター）

今のお話を伺っていて、多分学童保育などが、私が一番家庭の状況といいますが、多分子どものことをいえば一番中核となる組織だと思っはいる。ただ、今までの思考というか、我々自身が見てきた部分を括り付けず1回壊さないと、虐待という育児不安を含めた虐待の予防をするという話の展開になっていかないのではないかと。

要するに、学童保育を利用している子どもたちのもう1つは、大多数は非常に家庭生活も円満で、学童保育が終わったら児童館に来て、非常に楽しんで帰れる子どもたちも大多数いる。今、育児不安を抱えている家庭の子どもと、家庭が円満で伸び伸びと育てている子どもたちの数ということを考えてときに、圧倒的に伸び伸びと育てている子どもたちの方が多いことを私は考えたいと思っている。そうした場合、やはり大きな問題はそこにあるだろうと。

ただ、その母体から、やはりもう1つ違う環境にある子どもたちも確かにあって、それが非常に目についてきて虐待の動きがいっぱい出てきている。そうすると1つの児童館の機構の中でも、大多数の幸せな子どもたちの中に入って来る何らかの問題だと思うし、うまく吸収するだけのスタッフとか、金とか、要するに俗に言う鉄砲玉を持たなくて戦いに行けというのは厳しい。そういう子どもたちに向かっていく何かを、こちらに持ってなければ。

多分、もう、ほとんどこの専門機関、新しい小学校も含め、多分アンテナも含めてひっかかっているだろうと私はみている。そのアンテナにひっかかっているのは、ごくごくたまに「えっ」と思うことはあっても、大多数は、児童養護施設も含めてアンテナにひっかかっている。ただ、引っかかった子どもたちに何ができるかといったときに、その相手の親側がどう出てくるか。

要するに攻撃してこられたときに、関わった機関が粉碎されてしまう。粉碎されたときにもうそこで職員がロックアウトを食らってしまう。次のアンテナを持っていても、そのことが出せなくて、今度、自分自身の情けなさでつぶれていくという構造もある。

児童館でいけば児童館の既存の報告に、先ほどの話のように、何かもう1つの人員も含めて、専門集団も含めて、要するに広角的にというか特化して動けるスタッフがいると、その家庭に来る、形は違って入っていくというその要素を含んでいる。ただ今の大多数の幸せな子どもたちに楽しんで帰ってもらうということが大切である。

委員（児童相談センター）

今のアンテナに引っかかってきた子どもたちに、まず初期の段階にできることという部分で、先ほどの児童館なんかは、特にかかってくる可能性があるところである。学童クラブや保育園に頑張りなさいと言っても、大多数のもっとちゃんと保育を求めている人たちにサポートしてい

なくちゃいけないということがあるので、そういう特化したものに対して、それ相応に動けるようなシステムというか、人材というか、人というかは難しい。

委員

そういうときには児童相談所に連絡して、その後、アンテナにもちょっと黄色いというところにかかわってもらうということは現状ではできないのか。

委員（児童相談センター）

できないのではなく、それは今までずっとそういう機関がなかったので、青もかかわっていましたが、黄色もかかわっていましたが、赤もかかわって来た。

委員

優先順位が低くなってしまふのか。

委員（児童相談センター）

我々の児童相談所の役割は、箱がひっくり返ったみたいにしてすごく大変になってどうにもできなくて、子どもをしっかり守らなくちゃいけないだろうということで、やはり家庭に関しては親がなんと言おうと、強制対応している。

今回アンケートを読ませていただいたら、子どもが保護された保護者から相談を受けたという記述があった。だから、保護しなくても、ひょっとしたらこの人に相談を受けてそれに対応できればもう1つの作業があったのかもしれないなと思った。

委員

私自身いくつか子育て関係のメーリングリストに入っている。その中で、東京だけではないが、やはり、出てくるのは保育園とかでの保護者同士の関係である。大変、攻撃されたとか、ちょっとしたことで、おたくの子どもにこんなことをされてとんでもないって、手を出されたとか。それから保育師さんなどが、学童の指導の方がやはり一部の保護者に攻撃されている。それでもどうにもできない状態というか、仕事すらできない状態になっていて。父母会をやっているけどもどうやって論じたらいいかという相談とか、そのような相談が非常に増えている。

そこで思うのは、やはり、新宿区が例えば子育て支援、例えば次世代育成、幅広く考えても、狭く考えてもいいが、そういうものをちゃんと位置づけてやるとしたら、もう少し子ども家庭課とかいうレベルではなくて、やはり子育て支援部だとか、そういうちょっとレベルの高い、上に専門職をきちんと置くことが必要ではないか。それが、バックにいて、例えば個別のケースへの派遣や、起こった問題についてやはりサポートするしくみを作る。そして全面的にその介入も含めて、行司じゃないけど捌いていくような、そういうことを作らないと、気持ちのある人たちは何とか応援しようと思ってやったりするが、下手に手を出すとさっき言われたように結局玉砕してその人がつぶされて終わりになるようなことがあるような気がする。

だから、ちょっと変な言い方であるが、やはり戦い方というのがあると思う。そういう方たちに対して、どう、応援も含め、対処するか。その園長や、例えばそのもう1つ上の人たちが、じゃあそれに対応するノウハウを持たないとしたら、結局孤立無援の玉砕する戦いにしかならない。だから、私はそういうものをちゃんと位置づけてサポート部隊をちゃんとつくるというような、

組織論を含めてシステムを少し変えないと、本格的にはやれないような気がしている。

委員

今回のこのアンケートで、本当に、先ほど部会長がおっしゃったような法的な解釈の他により、具体的な虐待のとりえ方がさまざまあり、その虐待のとりえ方を、一般的な人々に、今、深刻な状態にはない、でもどの家庭にもどの人にもその可能性があるという中で虐待につながるものってこんなに具体的なものがあるよというのを、まあこれをどういう形でするかはこれから考えるにしても、そのことがまず1つとその重要さがあるというふうに思った。

施設入所も含めて、非常に深刻な問題は、新宿の連携システムが対応している。しかしそうは言っても教育福祉の業者の間ではまだまだ十分ではないという関係がある。その辺がより一層システムをきちっと連携ができるようにするということと、先ほどいろいろお話があったように私は多くの健全と思われる、あるいは健全であってほしいと思う、そこにどのような手立てを取るかということだと思う。

そこはいろいろ何回もあって新宿でもかなり区民参加型でいろいろな「ゆったりーの」もなどの場がある。例えば、保育所等では、一時保育のところにもどなたかも書いておられるが、そこにもかなり、いろいろな危険因子をはらんでいる方が一時保育という形に登場してくる。そこでいろいろなサインを発していくというふうに、やはり私は保育所にしても、それから学童のところにも、あまりにも安上がり政策の中で、ぎりぎりのところでやっている。

ですので、新宿区で、もしもそういったそれぞれの場所で、そこでやって出てくる課題を吸い上げる、そしてあるときには専門的な相談ができる、あるときには一緒に考えるというような、そういうシステムを、全くお金をかけないのではなく、行政として、1つ取り組みがスタートできたらかなり広い方々を対象として対応ができるのではないかと思う。

それからもう1点、いろいろなニュース報道の中で例えば学校で起こった、最終的には常にいじめがあったと最後にはお認めになるわけだが、その前の発言を見ていると、本当に子どもたちは明らかにいじめられている、その中で心を苦しんでいる状況があるのにそこに対応できていないという現状がある。これは、日常生活の中でそうした心を苦しむ周囲の身近な人がいるのにそこを無関心を装っている、無関心でないと自分がいじめの対象になってしまうというような、こういうところをやはり断ち切っていくべきだとうと思う。

そのためには、教育の場面や、保育の場面での、本当に当たり前の相手がいやな思いはしてはならぬという、こういったことを何かみんなでお話し合う、またそういう機会をつくっていくということをこの部会から、何かいい形で発信できたらいいなと。ですから、非常に緊急度の高いものと、それから本当にどの区民にもかかわりのある、その両面から今回は輪郭というものを考えていったらいいのかなというふうに思う。

福富部会長

本当に、あまり緊急度の高いというか、そういうものについては、これはもう専門的なところでの対応しか待てないし、いわゆる素人がそれに対して何もするということはとても現実的ではないように思う。

ただ、そうではなくて、虐待が起こるような家庭というのは、実は一般的な家庭においてもまかり間違ふとそっちの方に走る可能性があるよという方針ができていれば、その部分だけは少しカットできるだろう、予防できるだろうと。その次に、さて非常に厳しい虐待というかな、そういうものが起こる家庭、そのところがちょっとわからないが、その辺は母集団として考えたときに、いわゆる健全な一般の家庭においても何かちょっとまかり間違ふとポツと走りうるのか、そのあたりは日常的にどういう感触であるか。

委員（子ども家庭支援センター）

はい、乳幼児、小さいお子さんの場合はいつも起こりうる心配が、それが虐待までいくかどうかは別として、お母さんの不安、育児の不安というものの訴えは非常に多いと思う。なので、今、子ども家庭支援センターとしては、0歳に対してはそういった意味での育児支援、生後1年までの家庭訪問事業をやっている。

お預かりするショートステイというようなものがあるんですが、乳幼児には有効でもうちょっと大きくなってくるとちょっとまた違うかなというふうを感じる。違うかなと言うと語弊があるが、すぐそちらにという感じはない。

委員（児童相談センター）

私が、周りからの泣き声通報で結局虐待ではなかったというふうに入っていった家庭で、親の母体、親の祖父母も含めて話を振って返ってきている言葉の中で、祖父母とその母親、父親との関係、あと二人の関係を見てると、泣き声通報の後に虐待は起きてないとは思っている。

泣き声通報というのは近所で聞いている側が、さっきも言ったように、受け取り方で違ってくる。よく泣く子、ぎゃーぎゃー泣く子、それを聞いていると「何だ何だ」と思って通報になっているケース。

あと別な時期、通報で「最近非常に何か変な泣き声が聞こえてくるんですよ。つい最近聞こえてくるんですよ。」と。行ってみたら、1カ月前に赤ちゃんが生まれた。その新生児の泣き声すら今は把握できないというのも泣き声通報に入ってきた。行った瞬間に、その母親きょんとしていて、行ったことで変なプレッシャーがかかるようなことの無い様、説明するのにすごく苦労した。

私は、夫婦円満とその親子関係、祖父母を含めての親子関係がある程度円満なところでは虐待は発生していないんじゃないかなと見ている。しかし、祖父母との関係が非常によくないことが見えてくる場合がある。その辺がどうもある話なので、それがどんどん重くなっていくのかどうかといったときに、子に関しては調査というか話の中で、妊娠中から罵声を浴びてます。おなかの中にいる種から。要するに「おまえなんか本当は産みたくなかったのに。」みたいな感じで、結局中絶する時機を逸してしまって、生まれたから最初はかわいいと、おっぱいも飲ませて、気持ち思うのだろう。それが、だんだんやはりふつふつと別な怒りが出てくる感じ。これらの母親の心の動きが察知できなくて、1年、2年、3年たつて地域で露見してくる。訪問に入ると、最初から妊娠で「この子いません」ということがわかって、いわゆる親とその親の上の世代、そのもう1つ上の世代も見てもいいと思う。要するに虐待は連鎖を昔はしないと書いていたが、

連鎖は絶対にあると思う。虐待の連鎖という言葉をちょっと違えて、経済とか、その時代時代の背景でその時代に教育をした側が高圧的に、支配的に教育をしてそれで育てられたその代は、次はやはり高圧的に、支配的な子育てを行うことになる。その次に、ニューファミリーでみんな仲良くねみたいなの、急にその辺の基準が飛んじゃってばらばらになって。

ただ、虐待という言葉あまり強く出さないで区民の中に伝えることが私は一番いいんだと思う。要するに文面的にはこういうことをしたら虐待ですよと、こういうことをしていませんかとか、こういうふうに思ったことはありませんかみたいな感じで打ち出していく。逆に、みんなが虐待発見の見張り役になってしまうのが一番よくない。でも、虐待を見つけたときに「わあ、見つけた、じゃあ、私通報しよう。」のような、何かちょっと違うことに、要するにサポートということじゃない世界に入っていくときもある。やはり、一番いいのは啓蒙活動というのはそれぞれが自分たちのことではどうかというふうに、かなりうまく行っている例も合わせて、困ったときは・・・というように周知するのが啓蒙活動ではないか。虐待を発見しましょうというのが啓蒙活動ではないと思っている。

福富部会長

本当に、区民がみんなで虐待を発見しようという、何かそういう雰囲気というのは、つくるべきではないと思う。みんなが何かこう疑心暗鬼で、何かあるとすぐ通報しようという、そうではなくて、やはりそうすると何をどう、なんとなく見えてきつつあるのかなという気がする。

委員

先ほど対応がどうされているか、非常に敏感になるというお話で、いろいろな地域のいろいろな活動をしている方からお聞きした。やはり、今どなたかおっしゃったように、保育園でこれもやれ、あれもやれみたいな形で、子育て支援をやりなさいとかがって急に言われて「今までそんな、私たちは子どものことを見てきたのにいきなり支援なんてどうやってやっていいやら」みたいな感じであたふたされている保育園の方がおられたりとか、その中でやはり希望のあるところに押し付けてやっていくと本来やるべきことがありながら、これもやりなさい、あれもやりなさいはちょっと無理だろうと思う。実際に、ちょっとこの子はと思っても、その後保護できなくて非常に自信をなくされる関係者の方がおられたりする。

やはり黄色の段階というか、あえて言うとなると、児童相談所の赤の次の黄色の状態のところまでどれだけ対応することができるのか。お金が湯水のごとくあればみんなどうぞやってくださいというところだが。もしある地域だと例えば、こういうお子さんの年代ですとか、幼児、あるいは問題の種類に応じてその対応に来る方が、NPOさん等があって、こういうときはこの人に行ってもらおうという体制づくりがすごくしっかりしている地域もあり、「ああすごいな」と思う。

ただ、そのときに、やはりどこがまず総合窓口かということを確認にし、コーディネーションをする方がいて、あまりたくさんの方の会議ではなくて16人ぐらいの方たちが話の中でじゃあこのときはここでやりましょうという形をお願いをし、その情報は、随時フィードバックをいただいてスーパーバイズするというようなことをしている。だけれども、本当に経済的に親御さんが苦しい状況で、お子さんの年齢、あるいは生活保護的なレベルで、そのしわ寄せが子どもにいい

るのか、あるいは親が精神的に病んでおり、子育て放棄になっているなどの状況を、どれだけ整理ができ、その連絡体制づくりとすることができるのかなと思う。

それで、子ども家庭サポートネットワークがどうなっているんだと、現実的にどう機動しての
か知りたい。

委員（子ども家庭支援センター）

子ども家庭支援センターの問題でお答えする。

先ほどの子ども家庭サポートネットワークは、児童福祉法の中の要保護児童対策地域協議会と位置づけられており、新宿区は、部会が3部会ある。それで、子ども家庭支援センターが事務局になっているのは虐待等防止部会であり、それ以外に学校、教育委員会の方が事務局になっている学校のサポートネットワークと、それから障害児をメインにしました発達支援部会の3つがある。子ども家庭支援センターが事務局になっているものについてお答えする。そういう今、おっしゃった要保護、つまり心配なお子さん、グレーゾーンで、関係機関の方から1つの関係機関だけでは関わり切れないということで、いくつかの関係機関が、そのお子さんの保護について、これはどうやっていきましょうか？というそういう会議をサポートチーム会議と呼んでいる。それを、子ども家庭支援センターが一応こういった会議の調整機関となってやっている。

主に、虐待を中心としたお子さんの会議は去年は53回開催した。従って、毎週1回以上、何らかのそういう会議があった。それぞれそのお子さんに応じた会議のため、お子さんによって関係機関も色々なところ、保育園、小学校、中学校、それから医療機関が入ったり、保健センター、生活保護を受けている場合、あるいはそれに向かうケースかもしれないというときには生活保護の担当課など、あるいは母子の場合は母子自立支援、あるいは一時保護などを受けている場合はその担当セクション、さまざまな関係機関をお呼びしてチーム会議をやっている。それぞれ限界はあるが、それを踏まえた上でどういうふうに支援していくかという会議を、今年は23回行っている。

また、スーパーバイザーをお呼びして必要なスーパーバイズを行うことがある。ただ、今言ったような50回というのがほぼ限界である。週1回、職員が、私たち4人しかいないので。みんな常勤なので、これ以上やるとすると、それが課題になってくる。

委員

いわゆる何かあったときに、助ける方でも行対応していく。ネットワークの質と量は十分か？十分ですと答えられるとは思いますが。

委員（子ども家庭支援センター）

十分では無く、限界はある。ただ、本当に児童委員さんやNPOの方など、本当に地域での中
の見守り体制、行政機関だけではなく、そういう方も含め、いつもやっているの
で、日常的に御心配なところで見守るといような配慮は、できるだけそういう形で見ま
しょうといような会議である。そのため、場合によってはそれだけじゃできないとか、あ
るいは限界があるとか、もうこれは児童相談所につなぎましょうとか、そういった会
議の結論になる場合もある。

委員

何が足りないのか。何か、そこがちゃんと機能できるようになると、ある意味、先ほど言われていたアンテナに対応することも、多分できるような気がするが。

福富部会長

もうそろそろまとめに入らなければいけない時間なのだが。

委員

ネットワークを張っているところというのは、きっとこれからもより細かな支援ができるだろうし、そこに引っかかってきた子どもたちやその家庭というのはそういうサポートを受けられると思う。先ほど委員が言われたように、非常に一般的な家庭と言っていいのか、健全な家庭のところでもやはり、児相が虐待を止めるためのケースが施設に来る場合は、誰が見ても虐待だという形である。そこに、そうではない子どもたちも、健全な家庭の方が急に180度変わって虐待するかと言ったら、確かにそうではないかもしれないのだが、それで知らないうちに子どもを傷つけていたり、そういうケースというのは多々あると思う。ぜひ、これから新宿区としてはそういうところもサポートというところに目を向けていただいて、ネットワークやアンテナを張っているところは、これからもより細かく、よりいい支援を目指していただきたい。そういう一般の家庭のところまで、アンテナの行き届かない部分のところもサポートというのができると考えていただきたいと思う。

委員

例えばいじめと言うようなことで、そういう子ども同士の、そういうことが現れるのだが、例えばそのうちではいい子、学校でもいい子にしているのに、例えば友達同士の関係になると実は誰かに「あいつをやってこい」と言って指図をしているような例は結構ある。そういうことを、例えば親たちはどう思っているかという、全然知らない。

ですから例えばさっきの気づきという意味で言うと、子どもたちの気持ちをどうつかむかというのは難しいが、やはり親に、大人にちゃんと視線を向けないことというのは、必ずある。だからそういう気づきというのは、子どもの日々の変化という意味で何かもっともっと知らせていく必要があるんじゃないかというのは改めて思った。

福富部会長

本当に今日は短い時間の中で御発言、非常に建設的な御意見がとても出たと思う。きょうここでまとめるというのはとてもできないが、部会があと1回あるので、その中でもう少し集約していくことにし、この御意見を少しまとめさせていただきたい。また、今度は全体会議がもう1回の間にあるので、そこでご報告させていただき、もう少し全体の御意見などをチェックしながら、今日、少し方向性が見えたような気がする。

それは、1つにはやはり虐待防止という大仰のことの、もう少し前の段階でよりよい子育てというか、親子関係というのはこんなような親子関係がとても好ましいのではないか、それに対して啓蒙的な活動、そういう広報的な活動をしていく。それが結局は虐待防止のきっかけというか、防止につながっていくだろうという問題。

それともう1つやはりシビアな問題としては各組織、というか施設は既存の施設があるので、

そこをどう活用できて、そこをしていけるのかという問題が、当然あるだろうと思う。

そんなところで、今日の御意見をもう一度整理する時間があるので、整理させていただき、全体会議の方に報告する。そのプロセスについては、皆さんの方にフィードバックさせていただく。

それで最後に、今配られた資料についてはどうぞご説明を。

事務局

最後に配られました資料は、子ども虐待防止ネットワークマニュアル関係機関用という、16年3月につくったもので、ちょっと児童福祉法などがそのあと変わりましたので、この補足した部分がある。こちらは、資料面の方から17年度に児童福祉法が変わっているの、そういうものの資料としてつけている。各関係機関用のネットワークマニュアルである。

それから、先ほどのオレンジリボンだが、これは前々からこうしたオレンジリボンをうちの虐待防止部会や、子ども家庭課の窓口の職員がこのようにつけていた。これは、実は栃木県の小山市で、NPOさんで始まったものだが、そこで兄弟が川に投げ殺されるという虐待死の悲惨な事件があった。それからそのNPOさんから始めた虐待をなくしたいということで始まったキャンペーンである。

新宿区としては、福祉関係、それから教育委員会、それから例えば出張所とか、戸籍住民課とか、そういった窓口の職員がみんなこれをつけている。そういうようなことを児童虐待防止推進月間の11月に合わせまして、さらに再度、お配りしているところである。ご協力のほど、よろしくお願ひしたい。

委員

進行の合間に発言できなくて、もう時間も過ぎているんですけども、ひとことだけちょっと言いたいことがある。先ほどいい親子関係がどのようなものかとの話もありましたけども、なかなか子育てをしていると、その人の価値観とかいろいろ影響するため、例えばお受験のことについても、それから厳しいしつけのやり方についても、なかなか外部から言えないとか、その家族の文化であったりとかして難しいと思う。そういうところまで口を出すのはどうなのかみたいなことがあって、やはりなかなかこういう関係が適切だということを行政が提示していくのはなかなか難しいものがあると思う。

しかし、どんなやり方であったとしても、ここは子どもを守っていくための最低ラインであるというものがあり、それで、子どもの権利条約というものがある。私は区民会議で、子育て支援部会の方に所属しているが、その中でさえ、やはり非常に子育て感というのは多様である。そして、子どもの権利というその文言だけでも、権利があれば義務があるみたいな考え方があり、委員の皆さんも、非常にその理解をしてもらうのに苦労したということがあった。やはり、虐待を考えると、子どもの権利ということに切り離して考えることはできないと思う。私からの提案だが、次回までに何か私ども提案できるような準備をしてくるとか、何かそういうことができないか。ここでの話し合いのベースで、もちろん御存じの方が多いとは思いますが、いろんなお立場の方がいらっしゃると思うので、ぜひそこをベースにして考えていくと、何か国に対して後ろ盾として、一般に私たちは子どもの虐待を考えていますということが言えていいの

ではないかなと。そこだけ皆さんお語りしてはいかがか。

福富部会長

1つには、子どもの権利ということか。これはうちの権利みたいですから。

委員

そのことが、今回虐待についての認識も確認しましたが、虐待を考えると時に親が絡んできてかかわってくる、そういう一番後ろ盾になるのは子どもの権利ではないかと思う。

福富部会長

そのことも含めて、結局、最終的に、この部会がある提言をしていくという場合のそのときの議論の中で、今のお話というのは当然出てきても不思議ではないし、あるいは出てくるべきことなのかもしれないと思う。しかし、今日は、そこまで皆さんの意思統一ということは難しいと思うので、そのことも含めて皆さんどうぞ次回までにというようなことでいかがか。

事務局

次回の部会の日程についてお伝えをさせていただきたいと思う。次回の部会は、1月から2月を予定している。日程が決まり次第またご通知する。次回の次世代育成協議会の全体会を11月26日の月曜日2時から4時に実施する。

福富部会長

それでは、今日の議事を終了する。

午後5時00分閉